

議案第 31 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年（2016 年）2 月 16 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「（以下この項において「特定建築物の建築等及び維持保全の計画」という。）」及び「（特定建築物の建築等及び維持保全の計画に建基法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合にあつては、当該建築設備に係る別表第 1（3）の部に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額（以下「建築設備確認申請手数料相当額」という。）を加算した額」を削り、同条第 7 項中「別表第 5」を「別表第 6」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「別表第 4」を「別表第 5」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。別表第 4 において「建築物省エネ法」という。）の規定に基づく事務について、1 件につき同表に定める手数料をその申請する者から徴収する。

第 3 条及び第 5 条中「別表第 5」を「別表第 6」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 2 条関係） 別紙 1 添付

別表第 3（1）の部中「添付されている場合」の次に「又は別に市長が定める書類が添付されている場合」を、「添付されていない場合」の次に「又は別に市長が定める書類が添付されていない場合」を加え、同表備考 9 から備考 11 までの規定中「別表」を「この表」に改め、同表備考 12 中「同法」を「低炭素化促進法」に改め、「（次の各号に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額）」を削り、同備

考各号を削る。

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第2条関係） 別紙2添付

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。